

認定調査項目削減についての意見

厚生労働省老健局老人保健課 御中

2008年7月23日 (社) 認知症の人と家族の会



- 1 「家族の会」総会アピールにおいて、項目削減に危惧を表明したのは、「家族の会の提言」の具体的改善提案で「認知症があると認められる場合には『要介護1』以上になる認定システムに改善する」と求めていることに逆行するのではないかと思料したからです。
- 2 現行の要介護認定システムは認知症を正確に判定しない、ということは多くの家族が経験していることであり、私たちはその改善策として、①一次判定の樹形図の改善 ②調査員及び意見書を記載する医師の認知症の理解 ③介護認定審査会での認定調査票特記事項、認知症高齢者の日常生活自立度を重視した審査の実施、が必要と考えています。
- 3 今回削除されようとしている項目が、判定に影響しない場合があること、却つて逆の結果を招く場合があることも承知していますが、しかし、単純に削除するのみでは私たちが望む認定システムの改善にはならないと考えます。
- 4 要介護認定調査検討会が、「認知症は要介護1以上」との基本姿勢を持って、前述した改善策を併せて実施したうえで今回の項目削除を検討していただいているのであれば、私たちは信頼してお任せするものです。
しかし、現状ではそのように理解できず、検討されている項目削除が実行されれば、現状でも適正に判定されない認知症の認定が、さらに不利にならざるを得ないと考えます。
- 5 以上のことから、「現在候補に挙がっている項目の内、何を残してほしいか」と問われれば、現状においては、「第7群問題行動について」の項目はすべて残していくことを要望します。そして、認知症と診断されかつ「自立度IIa」以上の場合は必ず要介護1以上の認定が行われるようにしていただきたい。
そもそも、「第7群」は認知症の状態を把握するために大切な項目であり、この項目が存在することによって、調査員は認知症の症状の有無に注目し特記事項を記載することができ、審査会の場では一次判定の不備を補い認知症の状態把握と介護の困難さを判断することに役立つものだと考えます。以上

うえで問題と考える。このため、調査項目としては削除してもかまわないが、他の7群削除項目共通の問題として、BPSDとそれに対する介護の手間を記載しやすい形で工夫した書式を別に作ることを提案する。

7.幻視幻聴

[項目は必要である]

- ・認知症の状態を知る項目として必要、この有無により介護のストレスが異なる。
- ・医療につなぐ必要があるかどうかを問う項目であり、有無を踏まえたうえでの対応が必要になる。
- ・幻視幻聴については、外部からの観察により客観的にとらえることは可能である。推計ケア時間に対しての寄与率は低いかもしれないがBPSDを捕らえる事はケアプラン作成上の情報としても重要なものである。

[項目は不要である]

- ・「作話」と「幻視幻聴」は区別がつきづらいため、どちらかの項目で現実とは違う話をつくりたり、人がいないのにあたかも人がいるように話をしたりすることを記載していくように改善してはどうか。

8.暴言暴行

[項目は必要である]

- ・認知症の状態を知る項目として必要であり、介護のストレスの度合いにも関連する。
- ・在宅プラン作成に不可欠な必須項目である。また、その原因を探ることで家族関係、ネグレクトなどが見つかるケースもある。出現頻度が高い症状ではないだけに、項目にチェックがある場合は重要な情報となる。
- ・認知症の周辺行動の最ももので、重要な項目である。
- ・インパクトの強い項目であり、実際の様子とそれが与える介護の手間や困難さとの関連が主観的になりやすい項目であるとは思う。寄与率は低いかもしれないがBPSDを捕らえることはケアプラン作成上の情報としても重要なものである。
- ・周囲の人に対する行為なので、介護が適切に行えないことにもつながるため、「大声を出す」、「介護に抵抗する」という項目同様、日常介護の手間を判断するのに必要な項目となっている。介護に抵抗するのは介護場面のことになるので、関わりなく暴言を行ったり、原因が分からず突然暴力を振るう場合の記載となると考えられる。

9.大声を出す

【今後の検討会にもとめられるもの】

- ① 当事者が納得しやすい仕組みをどうやって作り出すかを第一にするということ。認定について統計的手法によらざるを得ないということは理解できますが、現在の進め方では到底納得することはできないと思います。要介護高齢者の生活の実態に沿う、その困難さを拾い集めることができる項目で統計的処理にあるものを見つける必要があると思います。ロジックは柔軟性に富むということを聞いております。
- ② 適正化事業により保険者の独自性が失われてしまっていると思います。全国一律の手法が求められるという事ですが保険料率やサービス内容についてある程度の独自性は求められている事あります。認定変更率などを単純に比較して多い少ないを議論すべきではないと思います。
- ③ 二次判定機関である認定審査会はもともと「機械が打ち出した一次判定に対して人間の視点を反映させる」という目的があるはずです。保険者についての独自性と同様に審査会についての独自性がもっと認められても良いものと思います。
- ④ これらのことによりもしも給付が更に拡大し財源に影響がでるとするならば、介護や認定の問題だけでなく社会保障全体についての費用をどの様にまかっていくのか、広く国民の判断を仰ぐべき問題と思います。

吉川和徳 [ふつうのくらし研究所所長]

○事務の効率化、二次判定の平準化につながるのであれば調査項目の削減、要介護1相当の一次判定での振り分けは必要なものだと思います。ただし、以下の点について配慮をいただければと思います。

1. 二次判定では調査員の特記事項を重要視しています。項目削除に伴い、特記事項が減ることが二次判定に影響を与えることが懸念されます。たとえば一次判定には影響しないが、特記事項のみこれまでの項目を記載できるようにするなど、一定の配慮をする必要があるかと思います。
2. 要介護1相当の一次判定での振り分けは、二次判定でのバラつきをなくすという意味では評価できるのですが、一律、機械的に実施する方法によっては、要支援と要介護を行き来して、その都度ケアマネジャーの変更を余儀なくされるなど、利用者にとっての影響も懸念されます。一次判定結果を二次判定で再検証できるような仕組みをご検討いただければと思います。

木崎志づ香、安岡厚子 [NPO法人サポートハウス年輪]

○「問題行動」ではなく、「行動障害」という表現がよいと考える。在宅と施設では介護にかかる手間が大きく違うので、在宅モデルを反映させるべきと思う。特に認知症の場合、環境が大きく左右することを考慮できるようにすべきである。独居、高齢（85歳または90歳以上）

現在、買い物は不十分ながらできていると判断されると介護の手間はかからないとなる。介護保険という保険料を支払っている人が国の基準に満たなければ自分の生活に必要なサービスを自己決定できるといわれながら自己決定できない現実がある。